

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて(通知)

見直しの考え方・方向性

- 中期目標の実際上の作成主体である国立大学法人等に対して **文部科学大臣が組織・業務全般にかかる見直し内容を提示**
- 第3期中期目標期間においては、各法人が、一層の質的向上を図るため、自らの強み・特色や高い到達目標・実現手段・検証指標を明示した、**戦略性が高く意欲的な中期目標・中期計画を設定**することを要請

見直し内容

【組織・業務全般】

- 「ミッションの再定義」を踏まえた**組織改革**
- 各地域における知の拠点として**社会貢献・地域貢献の推進**
- 国境を越えた教育連携・共同研究の実施や学生の交流等、**グローバル化の推進**
- 学長・機構長を補佐する体制の強化等、**ガバナンス改革の充実**
- 年俸制・混合給与の積極的な導入など**人事・給与システム改革の推進**
- **法令遵守**体制の充実と**研究の健全化**

特に、国立大学法人について

- アクティブ・ラーニングの導入等、**大学教育の質的転換**
- **多面的・総合的な入学者選抜**への転換

特に、大学共同利用機関法人について

- 異分野融合・新分野創成に資する**拠点機能の強化・研究環境の向上**を図るとともに、**大学の機能強化に貢献**

【運営費交付金の配分方法】

- 機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、予算上、**三つの重点支援の枠組みを新設**
- 組織の自己変革や新陳代謝を促進するため、**学長・機構長のリーダーシップを予算面で強化**

27文科高第269号
平成27年6月8日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長

文部科学大臣
下 村 博 文

(印影印刷)

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）

国立大学法人法第31条の4の規定に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて別添1のとおり決定したので通知します。

また、本件に関し、国立大学法人評価委員会北山委員長から別添2のとおり、所見が出されておりますので、併せて送付します。

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて

平成 27 年 6 月 8 日

文部科学大臣決定

国立大学法人法第 31 条の 4 に基づき、文部科学大臣が国立大学法人等の第 2 期中期目標期間終了時までに行う組織及び業務全般にわたる見直しの内容を、国立大学法人については別紙 1、大学共同利用機関法人については別紙 2 のとおり決定する。

今後、第 3 期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるように国立大学法人及び大学共同利用機関法人に求めるとともに、所要の措置を講じることとする。

国立大学法人の第 2 期中期目標期間終了時における 組織及び業務全般の見直しについて

第 1 国立大学法人の現状

1 国立大学の使命

国立大学は、全国的な高等教育の機会均等の確保、世界最高水準の教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展、計画的な人材育成等への対応、地域の活性化への貢献等の役割を担ってきた。

平成 16 年の法人化以降、各国立大学法人は、自主的・自律的な環境下で大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組むなど、法人化の趣旨を生かした教育研究活動を進展させている。引き続き、法人化のメリットを生かし、各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえ、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学となることが期待されている。

2 国立大学法人のこれまでの取組

各国立大学は法人化により、組織編成等の運営面や財務面において自由度が高まったことを受けて、学長がリーダーシップを発揮できるような機動的な管理運営体制の整備や、学生への経済支援の充実など、各法人の特色に応じた目標を立て、様々な教育研究活動上の改革に取り組んできた。

特に、第 2 期中期目標期間中に設定した「改革加速期間」（平成 25 年度から平成 27 年度まで）において、「国立大学改革プラン」等に基づき、「ミッションの再定義」で明らかにされた各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた機能の強化や、ガバナンス機能の強化、年俸制の導入促進を柱とした人事・給与システム改革などに積極的に取り組んでいる。

一方で各法人における改革への取組姿勢には温度差があり、学長のリーダーシップの下、社会的な要請等も踏まえ、国民の期待に応える大学の機能強化を更に進めていくべきである。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性への配慮や自主的・自律的な運営の確保の必要性等の観点に十分留意する必要がある。

このため、文部科学大臣による国立大学法人に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対して文部科学大臣が見直し内容を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案等において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心となる。

なお、見直し内容を示すに当たっては、大学の自治の理念を踏まえ、個々の法人ごとの具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての国立大学法人を対象に、見直すべき点を全般的に示すこととする。したがって、本見直しの内容は、個々の法人に全ての項目が一律に該当するものではなく、各法人の状況に応じて該当する内容は異なる。

2 基本的な方向性

第3期中期目標期間においては、国立大学法人がこれまでに果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学に更に発展するため、変化する社会状況を踏まえた国立大学の役割を改めて認識し、機能強化に取り組んでいく必要がある。

このため、「国立大学改革プラン」や中央教育審議会、科学技術・学術審議会における各種提言等を踏まえ、世界最高水準の教育研究の展開、全国的な教育研究の展開、地域活性化の中核的役割等の機能強化に向けて、各国立大学法人が自らの強み、特色を明示し、国立大学としての役割をそれぞれ果たしつつ、大学として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。

第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各法人が一層の質的向上を目指

し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

第3 国立大学法人の組織及び業務全般の見直し

各国立大学法人は、各法人の状況を踏まえつつ、この見直し内容等に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に具体的に盛り込むことなどが求められる。

1 組織の見直し

(1) 「ミッションの再定義」を踏まえた組織の見直し

「ミッションの再定義」で明らかにされた各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた速やかな組織改革に努めることとする。

特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする。

(2) 法科大学院の組織の見直し

法科大学院について、「公的支援の見直しの強化策」を踏まえ、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等を考慮に入れ、入学定員規模の適正化や教育の質の向上を目指すとともに、特に司法試験合格率が著しく低い場合や適切な入学者数を確保する見込みがない場合等、課題のある法科大学院は、組織の廃止や連合も含め、抜本的な見直しに努めることとする。

(3) その他の組織の見直し

その他の組織についても、その必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立するとともに、審議会における各種提言等を踏まえ、必要に応じて、大学間連携や入学定員の見直しなど、柔軟かつ機動的な組織改革を実施するよう努めることとする。

2 教育研究、運営等の業務全般の見直し

(1) 大学の教育研究等の質の向上

① 教育研究の質の向上

教育研究の内容に関しては、各大学の強み、特色及び社会的役割を十分踏まえた見直しに努めることとする。

特に教育の内容に関しては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的なものとして策定するよう努めることとする。あわせて、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、能動的学習（アクティブ・ラーニング）や科目番号制（ナンバリング）等の導入、質を伴った学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的な教育の実施等を通じ、全学的な教学マネジメントの確立に取り組むとともに、「学生が何を身に付けたか」を重視した学修成果の把握、厳格な成績評価、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく学位授与を行うなど、大学教育の質的転換に努めることとする。また、明確な人材養成像の下、広範なコースワーク等を通じ、専門分野の枠を越えた統合的かつ体系的な教育を経て、独創的な研究活動を遂行する一貫した「学位プログラム」の構築に組織的に取り組み、質の保証された大学院教育の推進に努めることとする。

加えて、学部・大学院それぞれにおける教養教育について、そのポリシーを明確にし、更なる充実に努めることとする。

また、特に研究の内容に関しては、新たな知の開拓に挑戦する「挑戦性」、細分化された知を俯瞰し総合的な観点から捉える「総合性」、異分野の研究者等との連携・協働によって新たな学問領域を生み出す「融合性」、国境を越えた議論と検証により研究を相対化し、発展させる「国際性」といった学術研究の現代的要請を踏まえながら、研究者の独創性を最大限発揮できる環境の整備に努めることとする。

具体的には、各法人のビジョンに基づき、学内外の資源（人材、組織、予算、施設利用等の見直し）再配分や共有を通じて、例えば、若手研究者の挑戦的な研究の推進、国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進、国際競争力のある先端分野や学内外の組織を越えた学際的・分野融合的研究の推進、リサーチ・アドミニストレーターなどの研究支援体制や事務局体制の強化等に努めることとする。

② 社会人教育の充実等

社会において求められる人材の高度化・多様化を踏まえ、生涯を通じた高度な知識の習得の場としての機能強化や、社会との接続を意識した教育内容の充実に努めるとともに、短期プログラムの設定や ICT を活用した教育の充実等を進め、社会人が学びやすい環境の整備に努めることとする。

③ 社会貢献・地域貢献の推進

国立大学法人の公的な役割に鑑み、各地域における知の拠点として、地域社会経済の活性化や地域医療に貢献するための教育研究環境の充実、地方公共団体との連携による雇用創出や若者定着に向けた取組、地域産業を担う高度な地域人材の育成など、社会貢献や地域貢献を一層果たしていくよう努めることとする。

④ グローバル化の推進

国内外の優秀な学生や教員を集め、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果を創出するため、国際通用性を意識した教育プログラムの質保証に向けた取組や国際化に対応した学事暦の柔軟化、英語による授業の拡大を進めるとともに、国境を越えた教育連携や共同研究、日本人学生の海外派遣の促進等に努めることとする。

⑤ イノベーションの創出

イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備えた人材を育成するため、「理工系人材育成戦略」等を踏まえ、大学院を中心とした機能強化を図るとともに、人文社会科学などの分野においても、その特色を生かした取組を進めるよう努めることとする。

⑥ 教育研究資源の有効活用

教育研究資源を大学の枠を越えて有効活用し、質の高い教育研究を行う観点から、教育課程、産学連携等の共同実施や施設・設備の共同利用を図るよう努めることとする。

また、教員の採用や配置に当たり、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、多様な教員構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることとする。

⑦ 入学者選抜の転換

入学者選抜は、求める学生像だけでなく、各大学の強み、特色や社会的役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのかを入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において明確化するとともに、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を適切に評価する多面的・総合的な選抜に転換していくよう努めることとする。

⑧ 学生支援機能の充実・強化

経済的に困窮している学生等に対する支援の充実や就職支援の取組、留学生や障害のある学生などの多様な学生に対する支援機能の強化に努めることとする。

⑨ 法科大学院の機能の充実・強化

法科大学院は、法学未修者教育の充実、法曹の職域拡大への対応、質の高い教育資源を活用した他の法科大学院に対する支援など、入学者選抜状況や司法試験合格状況の改善などにつながる機能の強化に努めることとする。

⑩ 附属病院の機能の充実・強化

附属病院は、優れた医療人を養成するとともに、質の高い臨床研究を行う教育研究機関であるとの基本的な認識を踏まえつつ、卒前教育と卒後教育の一体的な魅力ある教育プログラムの構築や、新たな医薬品・医療技術等の研究開発に取り組むよう努めることとする。また、地域の医療需要を踏まえて、高度急性期医療機能の強化を図るなど、都道府県等と連携して地域医療に取り組むよう努めることとする。これらの取組を通じて特色ある病院運営の強化に努めることとする。

⑪ 附属学校の機能の充実・強化

附属学校は、学部・研究科等における教育に関する研究に組織的に協力することや、教育実習の実施への協力を行うことなどを通じて、附属学校の本来の設置趣旨に基づいた活動を推進することにより、その規模も含め存在意義を明確にするとともに、大学の持つリソースの一層の活用も含め、先導的・実験的な取組をはじめとする附属学校に本来求められる機能の強化に努めることとする。

⑫ 共同利用・共同研究拠点の機能の充実・強化

共同利用・共同研究拠点は、個々の大学の枠を越えた当該研究分野の中核的研

究拠点としての役割を果たすため、共同利用・共同研究で得られた成果を可視化し、適切に評価・分析することなどにより、業務の見直しを行うことで機能強化を図り、今後の共同利用・共同研究体制の改善につなげるとともに、各大学の強みや特色の重点化に貢献するよう努めることとする。また、更なる異分野融合・新分野創成のため、大学共同利用機関をはじめとする国内外の研究機関等との連携推進に努めることとする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

① 法人のガバナンスの充実

学長のリーダーシップの下で大学の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、ビジョンに基づく学内資源の再配分（人的・物的・予算・施設利用等の見直し）、学長を補佐する体制の強化に努めることとする。

また、社会や地域のニーズを的確に反映し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な学外者の意見を法人運営に適切に反映するよう努めることとする。

さらに、監事が財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとする。

② 人事・給与システム改革の推進

優秀な若手・外国人の増員、若手教員の安定的なキャリアパスの構築、教員の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築するよう努めることとする。

③ 財務内容の改善

経営基盤強化の観点から、外部資金の一層の獲得や財源の多様化等による自己収入の増加を図るとともに、財務データを最大限に活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析に基づく資源配分の重点化、経費の使途の透明化、一般管理費比率

の抑制等を実施し、財務内容の改善を図るよう更に努めることとする。

④ 効果的・効率的な法人運営の推進

効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、管理職等の指導的地位への女性登用の推進や、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者の活用による多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立に努めることとする。

また、効率的な法人運営を行うため、他の大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築などの大学間連携の取組に努めることとする。

さらに、グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長寿命化など老朽化対策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や、既存施設の有効活用、計画的な維持管理、これらに必要な財源確保を含めた戦略的な施設マネジメントの実施及び保有資産の不断の見直しに努めることとする。

⑤ 国民に対する情報提供の改善

国立大学法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会に還元されるべきものであることを十分認識し、各法人の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すとともに、「大学ポートレート」を活用するなど、積極的な情報発信に努めることとする。

⑥ 法令遵守体制の充実と研究の健全化

放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に努めることとする。

また、国立大学法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、学内規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化に努めることとする。

さらに、研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強

化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努めることとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直し等

第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方としては、国立大学の機能強化を一層進めていく観点に立ち、各法人の規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえたきめ細かな配分方法を実現するとともに、平成27年度に施行された学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法等を踏まえ、学長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化することが必要であることから、以下のような見直しを行う。

(1) 第3期における各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、機能強化に積極的に取り組む大学に対し運営費交付金を重点配分する仕組みを導入すること。その際、第3期における各国立大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、次の三つの重点支援の枠組みを設けること。

- ① 主として、人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援
- ② 主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援
- ③ 主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援

なお、機能強化の方向性に応じた重点支援を行うため、現在の大学改革促進係数を見直し、各国立大学法人の財務構造等を考慮しつつ、一定の財源を確保する仕組みを設けること。

(2) 上記のほか、高等教育に関する政策課題のうち国立大学に共通する課題等に関する重点支援を行う枠組みを設けること。

(3) 機能強化の方向性に応じた重点配分を行う取組については、原則として測定可

能な評価指標を各法人が独自に設定するなど、取組の成果が事後に検証可能な仕組みを構築すること。

- (4) 重点支援による取組は、支援終了後については各国立大学法人の既存の財源による継続を原則としつつも、重点支援を行った優れた取組については、その経費を運営費交付金の配分に一定の加算をするなど、その取組が継続して行えるような仕組みを導入すること。
- (5) 学長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を強化する観点から、組織の自己変革や新陳代謝を進めるための教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みを導入すること。
- (6) 国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果を反映させ、これに基づく配分を行うこと。

2 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

各法人の自主性、強み、特色及び社会的役割を考慮しつつ、第3に示す見直し内容の検討結果が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に具体的に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、財政上の理由など真にやむを得ない場合には、中期目標・中期計画の素案の修正を行うなどの必要の措置を講じる。

大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間終了時における 組織及び業務全般の見直しについて

第1 大学共同利用機関法人の現状

1 大学共同利用機関法人の使命

大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在の4機構として発足して以降、第1期及び第2期中期目標期間を通じて、各大学共同利用機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた大学共同利用機関が機構を構成したメリットを生かし、法人としての一体的な運営を進めてきた。その中で、異分野融合・新分野創成を含む我が国の大学における学術研究水準を維持・向上させ、国際頭脳循環のハブ、人材育成のハブとしての機能の向上や大学院教育への協力に向けた取組を推進するなどして我が国における学術研究のナショナルセンターとしての機能を果たし、法人化の趣旨を生かした教育研究活動を進展させることにより、一定の成果を上げてきたところである。引き続き、法人化のメリットを生かし、各法人の強み・特色・社会的役割を踏まえ、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、大学の機能強化に貢献し、日本全体の研究力向上に寄与することで、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現し、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す大学共同利用機関法人となることが期待されている。

2 大学共同利用機関法人のこれまでの取組

法人化により、組織編成等の運営面や財務面において自由度が高まったことを受けて、機構長がリーダーシップを発揮できるような機動的な管理運営体制の整備や、異分野融合・新分野創成など、各法人の特色に応じた目標を立て、様々な教育研究活動上の改革に取り組んできた。

特に、第2期中期目標期間中に設定した「改革加速期間」（平成25年度から平成27年度まで）において、「国立大学改革プラン」等に基づき、「ミッションの再定義」で明らかにされた各法人の強み・特色・社会的役割を踏まえた機能の強化や、ガバナンス機能の強化、年俸制の導入促進を柱とした人事・給与システム改革などに積極的に取り組んでいる。

一方で、現在の大学や学術研究を取り巻く厳しい環境下においては、機構長のリーダーシップの下、より一層、研究者コミュニティへの貢献、大学の機能強化への貢献、社会への貢献を図っていくべきである。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、大学共同利用機関の教育研究の特性への配慮や自主的・自律的な運営の確保の必要性等の観点に十分留意する必要がある。

このため、文部科学大臣による大学共同利用機関法人に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対して文部科学大臣が見直し内容を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案等において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心となる。

なお、見直し内容を示すに当たっては、大学の自治の理念を踏まえ、個々の法人ごとの具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての大学共同利用機関法人を対象に、見直すべき点を全般的に示すこととする。したがって、本見直しの内容は、個々の法人に全ての項目が一律に該当するものではなく、各法人の状況に応じて該当する内容は異なる。

2 基本的な方向性

第3期中期目標期間においては、大学共同利用機関法人がこれまでに果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、法人としての一体的な運営の下、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す大学共同利用機関法人に更に発展するため、大学共同利用機関法人に求められる研究者コミュニティへの貢献、大学の機能強化への貢献、社会への貢献という役割を改めて認識し、機能強化に取り組んでいく必要がある。

このため、各法人においては、「国立大学改革プラン」や科学技術・学術審議会における各種提言等、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大型装置等を用

いた先導的な研究システムの創出、大学間連携やネットワーク形成、大学全体を支える研究環境基盤の構築等の機能強化を図り、自らの強み、特色を明示し、法人本部のイニシアティブにより、法人として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。また、法人として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。

第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各法人が一層の質的向上を目指し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し

各法人は、各々の状況を踏まえつつ、この見直し内容等に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に具体的に盛り込むことなどが求められる。

1 組織の見直し

(1) 「ミッションの再定義」等を踏まえた組織の見直し

各法人においては、国立大学改革の動向を踏まえつつ、「ミッションの再定義」等で明らかにされた各法人の強み・特色・社会的役割を踏まえ、組織的流動性の確保、財政基盤の多様化、共同利用・共同研究で得られた成果の可視化と成果の発信など大学共同利用機関法人の機能強化を加速すべく、速やかな組織改革に努めることとする。その際、我が国を代表する学術研究のナショナルセンターとして当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、法人の枠組みにとらわれない体制整備や、組織の再編等を行うことで新たな研究組織を整備するなど、法人の組織等の在り方を検討するとともに、各大学共同利用機関についても、今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことに努めることとする。なお、自己改革を行うに当たっては、その基盤となる組織（マネジメント、広報、知的財産管理、

IR 機能等) については、4 機構共同で設置するなどその機能の充実・強化に努めることとする。

また、これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立するとともに、審議会における各種提言等を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施するよう努めることとする。

2 教育研究、運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

① 研究環境の向上

共同利用・共同研究機能を一層高め、法人の枠組みを越えた異分野融合・新分野創成を促す観点から、IR 機能の強化により、「ミッションの再定義」等や大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実に努めることとする。特に、共同利用・共同研究で得られた成果を可視化し、適切に評価・分析することで、今後の共同利用・共同研究体制の改善につなげるよう努めることとする。

なお、研究の内容に関しては、新たな知の開拓に挑戦する「挑戦性」、細分化された知を俯瞰^{ふかん}し総合的な観点から捉える「総合性」、異分野の研究者等との連携・協働によって新たな学問領域を生み出す「融合性」、国境を越えた議論と検証により研究を相対化し、発展させる「国際性」といった学術研究の現代的要請を踏まえながら、研究者の独創性を最大限発揮できる環境の整備に努めることとする。

具体的には、各法人のビジョンに基づき、法人内外の資源（人材、組織、予算、施設利用等の見直し）再配分や共有を通じて、例えば、若手研究者の挑戦的な研究の推進、国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進、国際競争力のある先端分野や法人内外の組織を越えた学際的・分野融合的研究の推進、リサーチ・アドミニストレーターなどの研究支援体制や事務局体制の強化等に努めることとする。

② 多様な研究者の採用の推進

多様な研究者の参加による共同利用・共同研究の促進及び大学の機能強化に貢

献する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的な研究環境の整備を推進すること、また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることとする。

③当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化

IR機能の強化により、当該分野の置かれている状況を的確に把握・分析し、今後の目指すべき方向性など根拠に基づく戦略の策定を行い、大学共同利用機関はもとより法人全体のトップマネジメントの強化に努めることとする。その際、新たな学問領域の創成に資するとともに、組織的流動性の確保や上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大するよう努めることとする。なお、最適な人員の配置や組織体制の整備に当たっては、時限を設けた組織・体制の見直しなどを検討するよう努めることとする。

また、学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現する観点から、広範かつ積極的な役割を果たしていくよう努めることとする。

④大学における研究の支援機能の充実・強化

大学の機能強化や人材流動の促進に貢献し、各大学の強みや専門性を生かした研究を支援する観点から、研究者個人による連携だけではなく大学等との協定等に基づき、大学共同利用機関が中核となって共同利用・共同研究拠点を含む大学等と組織的な双方向連携による取組をより活性化することを、大学共同利用機関の中核的な機能として位置づけるよう努めることとする。

⑤人材育成機能の充実・強化

大学共同利用機関が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する総合研究大学院大学及び各大学等との組織的な双方向連携による教育活動を一層進めるよう努めることとする。なお、総合研究大学院大学については、教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化するとともに、育成する人材モデルを明示するなど更なる連携を確保する方策の検討を行うよう努めることとする。

⑥グローバル化の推進

急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国際的頭脳循環ハブとして国内外の優秀な研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出のため、国境を越えた共同研究等を行うなど更なる国際的な研究環境の醸成に努めることとする。

⑦イノベーションの創出

昨今のオープンイノベーションの流れの中で、法人が保有する人文社会科学を含む様々な分野における最先端の研究成果や活用可能なコンテンツについて、産業界等と連携を図るなど、それらを応用することにより、イノベーションの創出に向けた取組の強化に努めることとする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

①法人のガバナンスの充実

機構長のリーダーシップの下で法人の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、ビジョンに基づく法人内資源の再配分（人的・物的・予算・施設利用等の見直し）、機構長を補佐する体制の強化に努めることとする。

また、研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な法人外の者の意見を法人運営に適切に反映するよう努めることとする。その際、経営協議会については関連する研究者コミュニティ以外の有識者を一定程度含めるなど構成の見直しに更に努めることとする。

さらに、監事が財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や法人内部の意思決定システムをはじめとした法人のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとする。

②人事・給与システム改革の推進

優秀な若手・外国人の増員、若手研究者の安定的なキャリアパスの構築、研究

者の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築するよう努めることとする。

③財務内容の改善

経営基盤強化の観点から、外部資金の一層の獲得や財源の多様化等による自己収入の増加を図るとともに、財務データを最大限に活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析に基づく資源配分の重点化、経費の使途の透明化、一般管理費比率の抑制等を実施し、財務内容の改善を図るよう更に努めることとする。特に、学術研究の大型プロジェクトについては、多額の後年度負担が生じることから、後年度も含んだプロジェクト全体の計画について、効率的な運用に向けた取組を積極的に進めるなど法人として更にマネジメントを図る仕組みを構築するよう努めることとする。

④効果的・効率的な法人運営の推進

効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、管理職等の指導的地位への女性登用の推進や、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者の活用による多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立に努めることとする。

また、効率的な法人運営を行うため、他の大学共同利用機関法人や大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の大学共同利用機関法人や大学と連携した取組に努めることとする。

さらに、グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長寿命化など老朽化対策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や、既存施設の有効活用、計画的な維持管理、これらに必要な財源確保を含めた戦略的な施設マネジメントの実施及び保有資産の不断の見直しに努めることとする。

⑤国民に対する情報提供の改善

大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会や大学に還元されるべきものであることを十分認識し、各法人の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すように積極的な情報発信に努めることとする。

⑥法令遵守体制の充実と研究の健全化

放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に努めることとする。

また、大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、内部規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化に努めることとする。

さらに、研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努めることとする。

⑦その他

業務の一層の効率化を図る観点から、他の国立大学法人や大学共同利用機関法人における取組事例も参考にしつつ業務見直しを進めるよう更に努めることとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直し等

第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方としては、大学共同利用機関法人の特性に応じて、大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するという観点に立ち、各法人の規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえたきめ細かな配分方法を実現するとともに、平成27年度に施行された国立大学法人法の一部改正法等を踏まえ、機構長がリーダーシップを発揮し、法人内のマネジメント機能を予算面で強化することが必要であることから、以下のような見直しを行う。

- (1) 第3期における各大学共同利用機関法人の強み・特色の発揮を更に進めていくため、機能強化に積極的に取り組む法人に対し運営費交付金を重点配分する仕組みを導入すること。その際、大学共同利用機関法人の特性に応じて、学術研究全般の研究機能を更に強化するため、次の三つの重点支援の枠組みを設け

ること。

- ① 主として、大型装置等を用いて世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組を重点的に支援
- ② 主として、特定分野における大学共同利用機関を中核とする大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創成に資する取組など、大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組を重点的に支援
- ③ 主として、大学全体の学術研究の基盤構築や運営等を効果的・効率的に推進する取組など、強み・特色ある分野の教育研究を基礎として大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組を重点的に支援

なお、機能強化の方向性に応じた重点支援を行うため、現在の大学改革促進係数を見直し、各大学共同利用機関法人の財務構造等を考慮しつつ、一定の財源を確保する仕組みを設けること。

- (2) 機能強化の方向性に応じた重点配分を行う取組については、原則として測定可能な評価指標を各法人が独自に設定するなど、取組の成果が事後に検証可能な仕組みを構築すること。
- (3) 重点支援による取組は、支援終了後については各大学共同利用機関法人の既存の財源による継続を原則としつつも、重点支援を行った優れた取組については、その経費を運営費交付金の配分に一定の加算をするなど、その取組が継続して行えるような仕組みを導入すること。
- (4) 機構長がリーダーシップを発揮し、法人内のマネジメント機能を強化する観点から、組織の自己変革や新陳代謝を進めるための教育研究組織や法人内資源配分等の見直しを促進する仕組みを導入すること。
- (5) 国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果を反映させ、これに基づく配分を行うこと。

2 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

各法人の自主性、強み、特色及び社会的役割を考慮しつつ、第3に示す見直し内容の検討結果が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に具体的に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、財政上の理由など真にやむを得ない場合には、中期目標・中期計画の素案の修正を行うなどの必要の措置を講じる。

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて

平成 27 年 5 月 27 日
国立大学法人評価委員会
委員長 北山 禎介

1. 本日、国立大学法人評価委員会は、文部科学大臣による「組織及び業務全般の見直し（案）」の内容について、審議を行いました。
「組織及び業務全般の見直しについて（案）」の内容は、本委員会が平成 26 年 9 月 9 日に取りまとめた「組織及び業務全般の見直しに関する視点」を基本とし、新たに盛り込むことが必要と考えられる内容も取り入れたものであり、本日の審議を経て文部科学大臣決定として各国立大学法人等に示されることになっています。
2. 法人化から 11 年が経過する中、国立大学は、法人化のメリットを再確認し、変化する社会状況を踏まえた役割を改めて認識するとともに、第 2 期中期目標期間中に設定された「改革加速期間」（平成 25～27 年度）において、「国立大学改革プラン」（平成 25 年 11 月）等に基づいた、ガバナンス機能の強化や教育研究のグローバル化、人事・給与システムの弾力化等の取組を通じて、世界最高水準の教育研究の展開、全国的な教育研究の展開、地域活性化の中核的役割等の機能強化に向けた改革を進めてきています。
各法人におかれては、本日の審議を経て文部科学大臣から示される組織及び業務全般の見直しの内容を踏まえ、更なる機能強化に取り組むとともに、第 3 期中期目標・中期計画の策定に当たっては検証可能な高い到達目標を掲げ、国民に対してわかりやすく、かつ意欲的な目標・計画を設定することを強く求めたいと思います。
3. 一方、国立大学法人評価でも度々指摘されているにもかかわらず、研究活動における不正行為や個人情報の不適切な管理等が後を絶たないことは極めて遺憾です。各法人においては法令遵守の徹底や、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に基づく倫理教育の強化及び組織の管理責任体制の整備等が行われているところですが、研究における不正行為等は、研究活動に対する社会の信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害するきわめて重大な問題であることから、実効性のある再発防止策を徹底していただくよう、改めて強く求めます。
4. 最後に、法人化以降、基盤的経費である運営費交付金の削減等により、各法人を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。各法人においては、経費の削減等による経営の効率化や外部資金の獲得等による経営基盤の強化に取り組んでいますが、更なる運営費交付金の削減は基礎的な教育研究の遂行に支障を来すことが憂慮されます。第 3 期以降も引き続き教育研究の質を維持向上していくためには、各法人における継続的な努力に加えて、喫緊の課題である公的資金の充実を、この機会に再度関係各位に強く求めたいと思います。